



令和8年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

- ※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。
- ※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～子どものための権利擁護委員会の相談員業務に従事する職員～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 令和8年1月13日(火)～令和8年2月13日(金)
(2) 時間 午前9時00分～正午、及び午後1時～午後5時00分
(3) 備考 日曜日、土曜日及び祝日は受付を行いません。

2 応募条件

次の(1)～(3)の条件の全てを満たす方

- (1) 以下の①～⑦のいずれかの資格を有する人
①社会福祉士
②社会福祉主任用資格
③精神保健福祉士
④公認心理師
⑤保育士
⑥教諭（普通免許状所有に限る）※幼・小・中・高のいずれの免許も可
⑦養護教諭（普通免許状所有に限る）
- (2) 子どもに関する相談業務や子どもに関わる実務経験を2年以上有する人
- (3) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しないことに加え、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

応募受付期間（時間）内に、下記の書類（各1部）をこどもの人権擁護担当（あまがさき・ひと咲きプラザ内アマブリ3階）まで直接持参、もしくは郵送（必着）してください。受付後に受験票を交付又は送付いたします。可能な限り持参をお願いします。

なお、応募受付期間（時間）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

※郵送の場合、簡易書留以外での郵便事故については、一切責任を負いません。

必要書類

- (1) 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書（所定のもの） 1部
- (2) 実務内容証明書もしくは職務履歴書 1部
※職務履歴書で応募した場合は、合格後、指定の期日までに実務内容証明書を提出していくだく必要があります。
- (3) 資格、免許を有する書類（取得見込みの場合はそれを証明する書類） 1部（写しで可）
※取得見込みの方が合格となった場合は、取得後に改めて、免許を有することを証明する書類の提出が必要となります。（原則、採用日までに提出）
- (4) 社会福祉主事任用資格の場合は、卒業成績証明書など、資格の有無が確認できる書類 1部（写しで可） **別紙参照**

4 採用予定日

令和8年4月1日

5 採用予定人数

若干名

6 勤務条件

(1) 任期

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

あまがさき・ひと咲きプラザ アマブリ内（尼崎市若王寺2丁目18-5）

(4) 職務内容

ア 子どもの権利救済に係る申立て及び相談の受付

イ アの申立て等に基づく、関係機関等に対する調査

- ウ アの申立て等に基づく、当事者間の関係修復等に係る調整活動
- エ 子どもを取り巻く制度等の状況に係る調査活動
- オ 子ども自身による子どもの権利の啓発活動に対する支援
- カ その他、子どものための権利擁護委員会の事業に係る指示する業務

(5) 勤務時間

- ア 始業時刻 午前9時45分
- イ 終業時刻 午後6時15分
- ウ 休憩時間 上記時間のうち1時間
- エ 勤務を要しない日等

- (ア) 日曜日
- (イ) 月曜日から土曜日のうち2日
- (ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (エ) 年末年始（12月29日～翌1月3日）

オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

- ア 報酬月額 189,330円～197,940円（令和7年度）

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっており、次年度に再度任用を継続された場合は、初年度の月額報酬に経験年数（1年）を加えた報酬月額を改めて決定します。

- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ

交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合は支給あり

- ウ 賞与 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給（予定）

※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動や、支給要件に該当しない場合があります。

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱、要覧その他の定めなどを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7 採用試験

- (1) 試験日時 令和8年2月21日（土）午前9時～
- (2) 試験場所 あまがさき・ひと咲きプラザ アマブラリ内（尼崎市若王寺2-18-5）
- (3) 持参品 受験票、筆記用具（鉛筆・消しゴム・ボールペン）
- (4) 試験内容 筆記試験（作文）及び面接試験
- (5) 結果発表 試験終了後、郵送により結果を通知（予定）
また、電話又はメールにて速やかにご連絡させていただきます。
- (6) その他 試験当日の時間や試験会場等の詳細については、採用試験申し込み受付後に別途お知らせします。
採用内定者については、内定後に健康診断を受診いただく予定です。
場所：市民健康開発センター ハーティ21（尼崎市南塚口町4丁目4-8）
日程：採用内定後にお知らせいたします。

8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市こども青少年局こども青少年部こどもの人権擁護担当

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18-5

あまがさき・ひと咲きプラザ アマブラリ3階

電話：06-6409-4723、ファクス：06-6409-4715



※上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。

【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】

（トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員募集）